第十三条第二項の表を次のように改める。

区分	衆議院議員選挙	参議院議員選挙
都道府県 選挙人の数が五十万人未満のもの	九、五四三、五七九円	七、五五六、六二〇円
都道府県 選挙人の数が五十万人以上七十五万人未満のもの	一一、〇九二、八四二	八、七八八、三八八
都道府県 選挙人の数が七十五万人以上百万人未満のもの	一二、六四二、一〇五	一〇、〇二〇、一五六
都道府県 選挙人の数が百万人以上百二十五万人未満のもの	一二、六四二、一〇五	一〇、〇二〇、一五六
都道府県 選挙人の数が百二十五万人以上百五十万人未満のもの	一三、六一二、三六〇	一〇、八三二、六三六
都道府県 選挙人の数が百五十万人以上二百万人未満のもの	一四、一二一、五〇二	一一、二五一、九二四
都道府県 選挙人の数が二百万人以上二百五十万人未満のもの	一五、〇九一、七五七	一二、〇六四、四〇四
都道府県 選挙人の数が二百五十万人以上三百万人未満のもの	一五、二七一、六四九	一二、二〇四、三二〇
都道府県 選挙人の数が三百万人以上のもの	一九、九七五、三三六	一五、八一一、九〇〇
都道府県の支庁又は地方事務所	四、三六六、五六八	三、三七二、〇七〇
認定出先機関	二、二三八、二九七	一、七二一、〇一四
大都市	九、三八二、三四六	七、三九九、一一〇
区 選挙人の数が五万人未満のもの	四、〇六九、五三六	三、二四五、三九八
区 選挙人の数が五万人以上十万人未満のもの	四、〇六九、五三六	三、二四五、三九八
区 選挙人の数が十万人以上十五万人未満のもの	四、〇六九、五三六	三、二四五、三九八
区 選挙人の数が十五万人以上のもの	四、〇六九、五三六	三、二四五、三九八
市 選挙人の数が三万人未満のもの	一、九八二、二六六	一、六一一、二七六
市 選挙人の数が三万人以上五万人未満のもの	二、一八一、二九二	一、七四三、九六〇
市 選挙人の数が五万人以上十万人未満のもの	三、二二三、一七〇	二、五八三、六四八
市 選挙人の数が十万人以上十五万人未満のもの	四、三七七、三四六	三、五三二、六四六
市 選挙人の数が十五万人以上のもの	四、六九四、二九四	三、七五三、二八八
選挙人の数が千人未満のもの	二六九、六七四	二二〇、七三〇

区分	衆議院議員選挙	参議院議員選挙
町村 選挙人の数が千人未満のもの	三二〇、七七八	二六九、六〇九
町村 選挙人の数が千人以上二千人未満のもの	三五三、一〇二	三〇一、九三二
町村 選挙人の数が二千人以上三千人未満のもの	五六二、九八六	四八一、八五二
町村 選挙人の数が三千人以上五千人未満のもの	一、〇四九、六〇四	八七一、九八六
町村 選挙人の数が五千人以上一万人未満のもの	一、六〇七、五七六	一、三七〇、〇三〇
町村 選挙人の数が一万人以上二万人未満のもの	二、〇四一、九四八	一、七五五、四五八
町村 選挙人の数が二万人以上のもの	二、四六八、四八一	二、一三三、〇四七

第十三条第三項の表を次のように改める。

区分	衆議院議員選挙	参議院議員選挙
都道府県 選挙人の数が五十万人未満のもの	一、〇五九、三六四円	七九九、五二〇円
都道府県 選挙人の数が五十万人以上七十五万人未満のもの	一、一九九、二八〇	八九九、四六〇
都道府県 選挙人の数が七十五万人以上百万人未満のもの	一、三三九、一九六	九九九、四〇〇
都道府県 選挙人の数が百万人以上百二十五万人未満のもの	一、三三九、一九六	九九九、四〇〇
都道府県 選挙人の数が百二十五万人以上百五十万人未満のもの	一、三三九、一九六	九九九、四〇〇
都道府県 選挙人の数が百五十万人以上二百万人未満のもの	一、四五九、一二四	一、〇九九、三四〇
都道府県 選挙人の数が二百万人以上二百五十万人未満のもの	一、四五九、一二四	一、〇九九、三四〇
都道府県 選挙人の数が二百五十万人以上三百万人未満のもの	一、四五九、一二四	一、〇九九、三四〇
都道府県 選挙人の数が三百万人以上のもの	二、三九八、五六〇	一、七九八、九二〇
都道府県の支庁又は地方事務所	五三九、六七六	三九九、七六〇
認定出先機関	二五九、八四四	一九九、八八〇
大都市	一、三八五、五四〇	一、〇四三、九〇〇
区 選挙人の数が三万人未満のもの	三六〇、六二〇	二六五、七二〇
市 選挙人の数が三万人以上五万人未満のもの	一三二、八六〇	九四、九〇〇
市 選挙人の数が五万人以上十万人未満のもの	二二七、七六〇	一七〇、八二〇
市 選挙人の数が十万人以上十五万人未満のもの	三二二、六六〇	二四六、七四〇
市 選挙人の数が十五万人以上のもの	三六〇、六二〇	二六五、七二〇
町村 選挙人の数が千人未満のもの	—	—
町村 選挙人の数が千人以上二千人未満のもの	—	—
町村 選挙人の数が二千人以上三千人未満のもの	—	—
町村 選挙人の数が三千人以上五千人未満のもの	五六、九四〇	三七、九六〇
町村 選挙人の数が五千人以上一万人未満のもの	七五、九二〇	五六、九四〇
町村 選挙人の数が一万人以上二万人未満のもの	七五、九二〇	五六、九四〇
町村 選挙人の数が二万人以上のもの	七五、九二〇	五六、九四〇

区分	衆議院議員選挙	参議院議員選挙
町村 選挙人の数が千人未満のもの	四五三、九三八	三七五、〇三〇
町村 選挙人の数が千人以上二千人未満のもの	八三七、二二八	六六二、〇一四
町村 選挙人の数が二千人以上三千人未満のもの	一、二七二、〇九八	一、〇三六、九五六
町村 選挙人の数が三千人以上五千人未満のもの	一、五四一、七七二	一、二五七、六八六
町村 選挙人の数が五千人以上一万人未満のもの	一、八一一、四四六	一、四七八、四一六